

2018年9月通常会議 意見書案に対する討論

2018年10月2日

杉浦 智子

私は日本共産党天津市会議員団を代表して、ただいま提案されております

[意見書案第 22 号](#) キャッシュレス社会の実現を求める意見書

[意見書案第 24 号](#) 水道施設の戦略的な老朽化対策及び強靱化を求める意見書

に対する反対討論、

及び、

[意見書案第 23 号](#) 学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全確保を求める意見書

[意見書案第 25 号](#) 水道法改定案の撤回を求める意見書

[意見書案第 26 号](#) 日米地位協定の見直しを行うことを求める意見書

[意見書案第 28 号](#) 沖縄県民の民意と地方自治を尊重し、沖縄県に対して名護市辺野古の米軍新基地建設工事にかかる損害賠償請求をしないことを求める意見書

[意見書案第 31 号](#) 日米地位協定に関する見直しを求める意見書

[意見書案第 32 号](#) 日米地位協定に関する見直しを求める意見書

に対する賛成討論を行います。

まず意見書案第 22 号についてです。

「キャッシュレス化」は、政府や金融業界が前のめりになって推進しようとしているもので、意見書案にもあるように、日本人は支払いに現金ばかりを使っていて電子決済の利用が立ち遅れているとされています。

しかし、国民は、現状の現金やクレジットカード、インターネット等を使った決済方法を不便と感じているのでしょうか。スマートフォンに電子決済のアプリを入れる、いわゆる「お財布携帯」が一般的なキャッシュレスの支払い方法です。すべての消費者がそうせざるを得ないのが便利な社会でしょうか。現金は法令で強制通用力を与えられていて、支払いに特別な道具を必要としません。現金は発行、決済に費用がかかるとも言われますが、キャッシュレス社会こそ、システムの開発、導入、維持に膨大なコストを要し、新たな利益の温床とならないのかという問題があります。日銀は 2016 年にフィンテックセンターを立ち上げて、キャッシュレス化を研究しており、同センター主催のフォーラムでは日立製作所や日本電気が自社の技術を披露しています。また中央銀行が発行する電子通貨のアイデアも俎上に載せられて、実用化されれば、システムを握る中央銀行が個人のお金の流れまで把握できることとなります。本意見書案の要望項目にも、個人が特定できないとは言え、どこで何にどれだけ支払いをしたか、性別や年齢なども含まれるビッグデータをビジネスに活用することが上げられています。なぜキャッシュレス化を急ぐのか、何のためのキャッシュレス化なのか、基本的な議論が欠けたまま、「キャッシュレス社会の実現」を求めることは危険であり、本意見書案に反対するものです。

次に意見書案第 24 号、意見書案第 25 号についてです。関連しますので一括で討論します。

ここ数年、水道事業をめぐる「水道クライシス」、「需要減や老朽化で水道料金の上昇」「大規模災害への備え」など、生活に不可欠な「水」への不安を呼び起こす言葉がテレビや雑誌の見出しに踊っています。また、団塊世代の退職による職員不足や委託化による技術の継承の危機なども全国

が抱える課題です。このような課題を克服して、将来的に安定した水道事業を運営していくために、意見書案第 24 号では、広域連携や官民連携の推進など戦略的な基盤強化に取り組むことを求めています。

先の通常国会に政府は、広域連携や官民連携の推進で水道事業の問題解決を図るとして水道法「改正」案を提案し、衆議院は通過しましたが、参議院での審議入りが見送られ、継続審議となっています。

老朽化や人材不足の解決に広域化を用いれば、より少ない人員体制でより広い地域の水道供給を実行することになり、地域の実情にそぐわない計画が策定されたり、設備の維持更新の情報が不十分になったり、人口の少ない地域への供給が悪化することも懸念されます。各市町が地域の実情に合った事業計画をたて、国や都道府県が財政上技術上の責任を持って支援することが必要です。そうしてこそ担い手の任用・継承も進みます。さらに水は生存に必要不可欠で、採算性を後回しにしても供給を保障しなければならないものです。営利目的の民間事業者には採算を度外視してあまねく供給し、維持することができるのか、甚だ疑問です。

水道事業こそ「産業化」ではなく、公共部門として維持し、必要な人員体制を維持・充実した上で、蓄積された知識・経験の継承・発展を図ることが重要であり、国はその責任を果たすべきです。

よって広域化や官民連携を推進することを求めた意見書案第 24 号に反対し、広域化や官民連携を盛り込んだ水道法改定案を撤回することを求めた意見書案第 25 号に賛成するものです。

次に意見書案第 23 号についてです。

この夏は、猛暑による熱中症の頻発や、地震による通学路のブロック塀倒壊によって、子どもの命が脅かされる事態が相次ぎました。学校を安全で健康に過ごせる場所にする取り組みが喫緊の課題となっています。

文部科学省の緊急調査結果は、学校にあるブロック塀の多くが危険な状態にあることをあらためて浮き彫りにしています。ブロック塀がある学校は、全国の学校の約 4 割にあたる 19,900 校余りで、そのうちの約 6 割の 12,600 校余りの学校で、安全性に問題を抱えるブロック塀があるとのことでした。緊急調査は 7 月末時点での集計でしたので、その後、自治体や学校による危険な塀の撤去や補強などの対策が強められていますが、予算がネックになるなどではかどらないところも残され、調査と点検をさらに徹底して行うことが必要です。学校の耐震化をめぐるっては、これまで国庫補助の対象は校舎や体育館などに限定されていて、ブロック塀は点検の対象にもなっていませんでした。ブロック塀の安全性の全国的な調査そのものも今回が初めてです。学校は子どもだけでなく、災害時は地域住民の避難先としても安全が確保されなくてはなりません。国も自治体もこれまでの認識をあらため、悲劇を繰り返さないためにも万全の対策をとることが求められます。学校施設の国の定期検査項目にブロック塀を追加し、安全確保のための交付金の増額など必要な手立ては早急に取り組むべきです。

またブロック塀の対策は、倒壊に人が巻き込まれないためだけでなく、地震発生時の避難路の安全確保という観点でも重要です。学校施設外の通学路に面した私有地のブロック塀について、所有者任せにするのではなく、国としても自治体と協力して財政支援を行うよう求める必要があることを申し添え、本意見書案に賛成するものです。

次に意見書案第 26 号についてですが、関連いたしますので、意見書案第 31 号、意見書案第 32 号

について一括して討論します。

日米安保条約と日米地位協定は、1960年に締結、発効されました。地位協定は、安保条約6条が「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため」、米軍は日本における「施設及び区域を使用することを許される」と定めたことを受けて、基地の提供の在り方及び米軍・軍人等・その家族の法的地位を定めるものとして締結されています。

日米地位協定は、十分な検討・国会審議を経ることもなく、旧安保条約下の行政協定をそのまま引き継いだものです。そのため不平等性や不合理性などの種々の問題を内在しており、さらに、その解釈・運用について日米両政府の密約の影響を強く受けています。

地位協定の問題は、国民の生活・人権、国土の環境保全・有効利用に直結するものであり、これまでから米軍基地が所在する自治体をはじめとして抜本的な見直しを求める声があげられてきました。

米軍が大規模に駐留するドイツとイタリアの地位協定を見ても、ドイツでは東西統合前の1988年、航空ショーで米軍機が墜落し、70人以上が犠牲になる事故が発生し、これをきっかけに93年、地位協定が改定されています。米軍機にもドイツの航空法が適用され、夜間飛行が制限されており、訓練はドイツ航空管制の事前許可が必要となっています。また米軍基地内に自治体職員の立ち入り権も認められ、ドイツの警察官が常駐し、騒音軽減委員会が設置されたり、自治体の意見を米軍が聴く仕組みもあります。

イタリアでも98年、米軍機がロープウエーのケーブルを切断してスキー客20人が死亡したことを受け、新たな協定を締結し、米軍の訓練の許可制度や、訓練飛行への規制が大幅に強化されました。

対照的に日米地位協定は、米軍によるたび重なる事件や事故の発生にもかかわらず1960年の締結以降、一度も改定されていません。原則として米軍に国内法は適用されず、訓練の詳細情報は知らされず、地域の委員会も設置されていません。特に基地が集中している沖縄県は地位協定の改定を求め続けており、全国知事会では、8月に亡くなられた翁長雄志・前沖縄県知事の「基地問題は一都道府県の問題ではない」との訴えを受け、2年近くかけて提言にまとめ、本年7月初めて、地位協定の見直し決議を全会一致で採択しました。

今般の全国知事会の提言は、米軍基地を持たない府県の知事も全員賛成していることに大きな意味があります。政府は提言を重く受け止めるべきです。さらには9月30日投票の沖縄県知事選挙において、首相官邸が全面的に支援した佐喜真氏も日米地位協定の改定を公約に掲げて闘われたことから、安倍政権が公約を実現する責任があると言えます。これらを踏まえて速やかに日米地位協定の見直しに着手すべきであり、こうしたことを求めている意見書案第26号、意見書案第31号、意見書案第32号に賛成するものです。

次に意見書案第28号についてです。

安倍政権はこの間、沖縄の米海兵隊普天間基地（宜野湾市）の「返還」を口実に、名護市辺野古への「移設」＝新基地建設を狙い、沿岸部の埋め立てに向けた護岸工事などを強行してきました。これに対し沖縄県は8月末、翁長前知事が急逝する直前に出した指示に基づき、仲井真元知事による埋め立て承認を撤回しました。これにより埋め立て工事は法的根拠を失い、中断されたことから、安倍政権は法的対抗措置を取ることを表明しています。

オスプレイなど普天間基地所属の海兵隊機は、宜野湾市だけでなく県内全域で重大事故・トラブルを相次いで起こし、県民の命と安全を脅かしています。沖縄県は、宜野湾市民はもちろん、名護市

民、沖縄県民全体の命と安全を守る責任があります。普天間基地から辺野古に移せば良いというものではありません。

翁長雄志前知事の死去に伴い、沖縄県知事選挙が9月30日投票で闘われ、翁長氏の遺志を継ぐ「オール沖縄」の玉城デニー氏が当選を果たしました。新基地建設の賛否を明言しない相手陣営の佐喜真氏は、首相官邸が主導し、国家権力を総動員して支えましたが、沖縄県民の「辺野古に基地はつくらせない」「普天間基地は即時閉鎖・撤去を」という確固たる意思の前に敗北しました。

選挙結果は沖縄県民が勝ち取った歴史的勝利であり、政府は地方自治を尊重し、沖縄に対する強権政治をきっぱり止めるべきです。埋め立て工事が中断されたからと、損害賠償を求めるなど言語道断です。選挙で示された県民の意思を重く受け止め、地方自治を尊重することを求める立場から意見書案第28号に賛成します。

以上、討論を終わります。